

熊本県地下水と土を育む農業推進県民会議幹事会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、熊本県地下水と土を育む農業推進条例第17条に規定する熊本県地下水と土を育む農業推進県民会議に関する幹事会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、地下水と土を育む農業推進県民会議（以下「県民会議」という。）に関する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、地下水と土を育む農業の推進に必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる機関及び団体の職員をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長を置く。

3 幹事長は、熊本県農林水産部生産経営局長をもって充てる

(会議)

第5条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の座長となる。

(作業部会)

第7条 幹事会は、必要に応じて作業部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、熊本県農林水産部生産経営局農業技術課において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成27年9月28日から施行する。

この要領は、平成28年12月5日から施行する。

この要領は、令和2年9月15日から施行する。

別表

区分	機関及び団体名
学識者	NPO 法人 くまもと未来ネット
	株式会社熊本日日新聞社
消費者団体	特定非営利活動法人熊本消費者協会
地下水保全実践団体	公益財団法人くまもと地下水財団
	公益財団法人肥後の水とみどりの愛護基金
	サントリービール株式会社
県内企業団体	熊本経済同友会
農業団体	熊本県農業協同組合中央会
	公益財団法人熊本県農業公社
水田利用拡大推進組織	熊本県経済農業協同組合連合会
耕畜連携推進団体	熊本県畜産農業協同組合連合会
	熊本県酪農業協同組合連合会
農業用水管理団体	熊本県土地改良事業団体連合会
教育	熊本県教育庁
行政	熊本県町村会
	熊本県市長会
県	熊本県農林水産部生産経営局